

分子シミュレーション学会規約

平成9年12月12日 総会承認
改訂 平成20年11月18日 総会承認
改訂 平成30年11月29日 総会承認

- 第1条 (名称) 本会は分子シミュレーション学会 (The Molecular Simulation Society of Japan) と称する (以下、「学会」という)。
- 第2条 (目的) 学会は、分子シミュレーションおよびその関連分野における学術並びに技術の発展に貢献する。
- 第3条 (事業) 学会は、前条の目的を達成するために、つぎに掲げる事業ならびに業務を行なう。
- (1) 学術討論会の主催
 - (2) 講習会、夏の学校等の企画、開催
 - (3) 産・官・学における研究・技術情報の収集および頒布
 - (4) その他必要な事業および業務
- 第4条 (会員) 学会は、分子シミュレーションおよびその関連分野における研究者、技術者個人からなる個人会員および企業・団体等からなる法人会員により構成される。
- 2 法人会員は個人会員有資格者3名を指名することができる。
 - 3 会員の入退会手続きについては別に定める。
- 第5条 (役員) 学会に、つぎに掲げる役員を置き会務に当たる。
- (1) 会長 (定数1名)
 - (2) 顧問 (定数は別に定める)
 - (3) 幹事 (定数は別に定める)
 - (4) 事務局長 (定数1名)
 - (5) 編集委員長 (定数1名)
- 2 会長は学会を代表し、会務を統括する。
 - 3 顧問は豊富な経験に基づいて、学会に対し助言を与える。
 - 4 幹事は、第3条に掲げる事業のほか、学会の運営に必要な業務を分担する。
 - 5 事務局長は事務局を設置し、学会の事務並びに経理を掌握する。また会長に事故あるとき、補充充当までの間、その職務を代行する。
 - 6 編集委員長は分子シミュレーション学会会誌「アンサンブル」の編集委員会を掌握する。
- 第6条 (役員を選出) 役員を選出方法は以下に定めるものとする。
- (1) 会長は幹事会において、幹事及び幹事経験者の中から選出される。
 - (2) 顧問は幹事会において指名される。
 - (3) 幹事は会長の指名するもののほか、会員の互選により選出される。

- (4) 事務局長は幹事会において、幹事及び幹事経験者の中から選出される。
- (5) 編集委員長は幹事会において選出される。

- 第7条 (役員任期) 第5条に定める役員任期は、原則としてつぎによるものとする。ただし、補欠による任期は前任者の残存任期とする。
- (1) 幹事の任期は2年とし、連続して勤められるのは、2期4年までとする。ただし、1年以上の期間を経た後の再任は妨げない。
 - (2) 会長の任期は2年とし、最長2期4年までとする。再々任はできないものとする。
 - (3) 事務局長の任期は2年とし、最長2期4年までとする。再々任はできないものとする。
 - (4) 編集委員長の任期は2年とし、最長2期4年までとする。再々任はできないものとする。
- 2 役員任期は前項によるほか、特別の理由がある場合（高齢、離退職、本人からの申出など）については幹事会において別に定めるものとする。

- 第8条 (総会) 学会は1年に1回総会を開催し、必要があれば学会にかかわる重要な決議を行なう。

- 第9条 (幹事会) 学会は第3条に掲げる事業及び業務を遂行するために、協議・決定を行なう機関として幹事会を設ける。
- 2 幹事会は会長、事務局長、編集委員長、幹事から構成される。
 - 3 会長は1年に1回以上幹事会を招集し、その議長となる。
 - 4 幹事会は年度ごとに監査委員（2名）を選出する。

- 第10条 (会計および会計監査) 学会は別に定める入会金及び年会費を徴収して運営の財源にする。
- 2 幹事会が適当と認める場合には、寄付金、賛助金、助成金等を受領して財源に組み入れることができる。
 - 3 監査委員により、1年に1回会計監査を受ける。

- 第11条 (報告) 学会は、当該年度の事業内容および会計監査結果について次年度直近の総会に報告するものとする。

- 第12条 (改訂) この規約の改訂は幹事会にて行い、総会で承認されるものとする。

- 第13条 (雑則) この規約に定めるもののほか、学会の運営に関し必要な事項は、幹事会において定める。

- 附則
- 1. この規約は、平成20年11月18日から施行する。
 - 2. この規約は平成31年1月1日から施行する。また、特に定められたものを除いて、改訂（名称変更）にともなう必要な規則等の改正は幹事会にて行い、直近の総会に報告するものとする。